

一般競争入札を次のとおり行うので、徳島市上下水道局契約規程（昭和42年徳島市水道局管理規程第21号）第1条に基づき、徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号）第3条及び第5条の規定を準用し公告します。

令和7年4月7日

徳島市上下水道事業管理者 石川 稔彦

1 入札に付する事項

- (1) 業務名称 マッピングシステム整備事業（以下「本事業」という。）
- (2) 業務概要 マッピングシステム整備事業仕様書（以下「事業仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和12年4月30日まで
- (4) 履行場所 徳島市南前川町5丁目1番地の4 徳島市上下水道局本庁舎内
- (5) 入札方式 条件付き一般競争入札
- (6) 契約方式

本事業は賃貸借契約とし、構築及び運用保守に係る対価の支払いも当該契約に含むものとする。

契約は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の17及び徳島市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年徳島市条例第4号）第1条第1号の規定による長期継続契約とする。

(7) 支払方法

徳島市上下水道局（以下「局」という。）は落札金額を56で除した金額を、履行期間においてシステム賃借料として年度払いで支払う。各年度の支払額及び端数金額の調整は、別途協議の上決定する。

2 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 徳島市の競争入札参加資格有資格者名簿に登録されている者で、第一希望業種又は第二希望業種が「業務代行」である者
- (3) 公告の日から開札執行の日までの間において、徳島市の指名停止措置を受け、又は指名を回避されている期間のない者
- (4) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市上下水道局暴力団等排除措置要綱による排除措置期間のない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法（平

成 1 1 年法律第 2 2 5 号) に基づき再生手続開始の申立て、又は破産法 (平成 1 6 年法律第 7 5 号) に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者

ただし、更生手続開始の申立て、又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、徳島市に競争入札参加資格の再申請を行っている者は、当該申立てがなされていない者とみなす。

(6) 本入札案件に参加できる業者の資格については、次の条件をすべて満たす者とする。

ア 令和 2 年度以降に、給水人口 2 0 万人以上の国、地方公共団体又は当局が発注し完成した本事業と同様の上水道マッピングシステムの新規導入又はリプレース業務の元請けとしての履行実績を、5 件以上有する者

イ プライバシーマーク及び ISMS (ISO/IEC 27001) の認定を取得している者

3 入札参加申請手続き及び様式

次に掲げる書類の審査により、一般競争入札参加資格の有無を決定する。

(1) 入札参加資格確認申請書 (様式 1)

(2) 業務履行実績表 (様式 2)

添付資料として、業務委託契約書の写し等、業務内容を確認できる資料を添付すること。

4 申請書の様式及び契約条項を示す場所

(1) 徳島市上下水道局ホームページ

(https://www.city.tokushima.tokushima.jp/jogesuidokyoku/business/keiyaku/2025_mapping.html)

(2) 〒770-0808 徳島県徳島市南前川町 5 丁目 1 番地の 4

徳島市上下水道局 水道整備課 管理係 (庁舎 3 階)

TEL:088-623-1190, FAX:088-623-1665

Email:suido_sisetsu@city-tokushima.i-tokushima.jp

5 事業仕様書及び申請書類の提供

(1) 徳島市上下水道局ホームページからダウンロードすること

(https://www.city.tokushima.tokushima.jp/jogesuidokyoku/business/keiyaku/2025_mapping.html)

(2) 令和 7 年 4 月 7 日 (月) から令和 7 年 5 月 8 日 (木) まで提供及び閲覧可能とする。

6 申請書類の提出及び方法

(1) 受付期間 令和 7 年 4 月 8 日 (火) から令和 7 年 4 月 2 1 日 (月) 午後 5 時まで

(2) 提出方法 持参又は郵送による。

※ 3 - (1) から (2) までに示す申請書類を提出すること。

※ 持参の場合は、(1) の提出期間内 (土日祝日を除く) の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までの間に、4 - (2) に示す場所に持参すること。

※郵送の場合は、(1) の提出期間内に到着するよう送付すること。

(3) 申請に係る費用

申請書類の作成及び提出にかかる費用は、すべて申請者の負担とする。

7 一般競争入札参加資格の有無に関する通知

(1) 通知日 令和7年4月24日(木)

(2) 通知方法

入札参加資格を有する者に一般競争入札参加資格決定通知書及び入札書類を、入札参加資格を有しない者に一般競争入札非参加資格決定通知書を郵送により通知する。

8 質疑書の提出・回答方法

質疑書(様式3)の提出は、メール又はFAXにより行うものとする。その際には、質問者が質疑書の到着確認を行うこと。ただし、質疑を行うことができる者は入札参加申請した者に限る。なお、質疑のない場合、提出は不要である。

(1) 受付期間 令和7年4月8日(火)から令和7年4月21日(月)午後4時まで

(2) 回答期間 令和7年4月24日(木)から令和7年5月7日(水)まで

(3) 提出及び確認先

4-(2) に示す場所にメール又はFAXで提出し、電話にて確認すること。

(4) 回答方法 徳島市上下水道局ホームページで公開する。

(https://www.city.tokushima.tokushima.jp/jogesuidokyoku/business/keiyaku/2025_mapping.html)

(5) 回答の再質問及び受付期間終了後の質疑に対する回答は一切行わない。

(6) 疑義、確認等がなかった本事業に関する事項についての解釈は、局が行う解釈を採用する。

9 入札日時及び場所

(1) 入札日時 令和7年5月8日(木) 午後1時

(2) 開札日時 令和7年5月8日(木) 入札後直ちに行う

(3) 入札場所 徳島市南前川町5丁目1番地の4

徳島市上下水道局 本庁舎3階会議室

10 本入札の執行に参加することができない者

(1) 入札参加資格を認められなかった者

(2) 入札参加申請の日から開札執行の日の間において、徳島市の指名停止措置を受け、又は指名を回避されている期間のある者

(3) 本公告の定める手続きに違反した場合

(4) 入札参加申請の日から開札執行の日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

(5) 入札参加に対して社会通念上失格にあたる事由があった場合

(6) その他特別の理由により、上下水道事業管理者が入札に参加することが適当でないとする

事項に該当する者

1 1 入札方法

- (1) 入札者は、原則として入札執行日時に入札執行場所に出席して行うこと。郵便による入札は認めない。
- (2) 局の指定した入札書及び内訳明細書を用いること。
- (3) 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札者は、提出済みの入札書及び内訳明細書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (5) 代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (6) 内訳明細書は参考図書として求めるものだが、内訳明細書に重大な不備がある場合は、当該内訳明細書を提出した業者の入札を失格とする。

1 2 入札保証金 免除

1 3 入札の無効

次に示す事項に該当する入札は無効とする。

- (1) 徳島市契約規則第13条に規定する入札
- (2) 局の指定した入札書を用いないでした入札
- (3) 申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札
- (4) 郵便による入札
- (5) 容易に改ざんできる筆記具での入札
- (6) 使用印鑑を誤った入札
- (7) 代理人が入札する場合に委任状のない入札
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

1 4 落札者（受託事業者）の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者（受託事業者）とする。なお、最低価格の入札者が複数あった場合は、ただちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (2) 開札の結果、落札となる価格の入札がないときは、令第167条の8第3項の規定により、直ちに再度入札に付するものとする。
- (3) 再度入札をするときは、再度入札の執行を宣言し、前回有効な入札の最低入札価格を告げるとともに、当該最低入札価格未満の額で入札するよう注意を喚起するものとする。
- (4) 再度入札の回数は、1回（最初の入札を含めない）とする。

- (5) 競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度入札に付し落札者がいないときは、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号の規定により、随意契約の協議を行うことができる。この場合において、最初入札に付したときに定めた予定価格その他の条件（履行期限若しくは本番稼働の希望日時を除く。）を変更することはできない。
- (6) 入札執行日における入札参加者が1者のみである場合には、1回のみ入札とし、(4)に定める再度入札は行わないこととする。この際、落札となる価格の入札がないときは、(5)に定める手続きによるものとする。

1.5 契約に関すること

(1) 契約書作成の要否 要

※契約書案は4-(1)に示すとおり。

※契約締結に係る事務経費及び収入印紙等は落札者が負担すること。

(2) 契約保証金 免除

(3) 落札者は、落札決定の日から起算して14日以内に契約を締結しなければならない。

(4) 落札者の決定後、契約締結までの間において、徳島市の指名停止措置又は指名回避措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。

(5) 落札者の決定後、契約締結までの間において、局の暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。

1.6 その他留意事項

(1) 契約手続において、使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報の照会窓口

4-(2)に同じ

(3) 入札を辞退する場合は、速やかに文書にて入札辞退届（様式4）を届け出ること。

(4) 提出された申請書、資料等は返却しない。

(5) 本入札の実施において、その実施に重大な影響が発生すると局が判断した場合は、公告スケジュールによらない緊急の情報発信を行うことがある。これらの変更及び情報発信を行う場合は、その旨を徳島市ホームページで公開するとともに、入札参加希望者が把握できている場合は、その参加者に対して電子メールにより通知を行うため、入札参加希望者及び参加を希望する者は徳島市ホームページ及び電子メールについて、適切に確認を行うこと。